

協同

月刊 BUSINESS-LINK 中小企業連携組織活性化情報

京都府中小企業団体中央会

newsline

2017/4

京都ビジネス交流フェア2017 中央会ブースを出展

1

特集Ⅰ 中小企業連携プロジェクトを支援します！

～中小企業活路開拓調査・実現化事業～

2～3

特集Ⅱ 外国人技能実習適正化事業について

4～5

中央会NEWS 京都府中小企業女性中央会 MOCOフォーラムを開催

5

特集Ⅲ 組合事務のポイント 定款変更について

6

会長コラム No.54 教育勅語

7

京都経済お天気

7

平成29年 春の全国交通安全運動

8

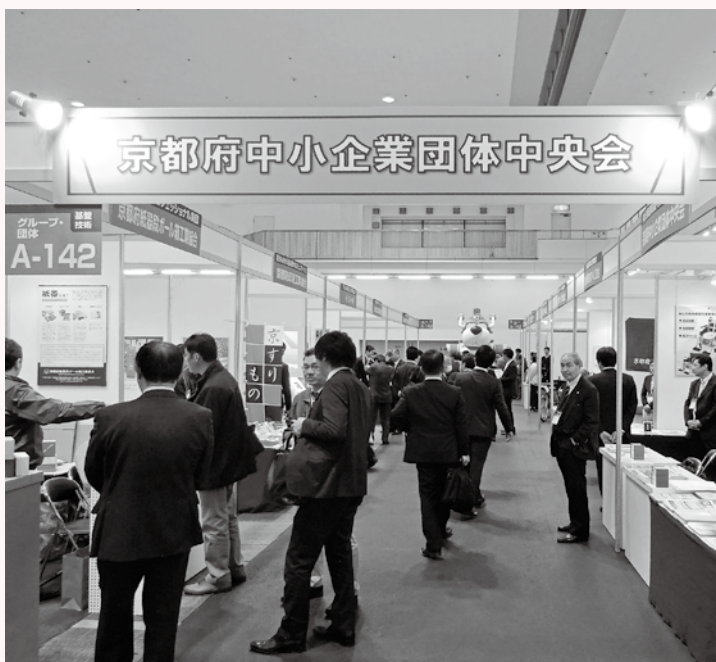
京都ビジネス交流フェア2017に出展

本会では3月1日（水）・2日（木）に京都パルスプラザで開催された「京都ビジネス交流フェア2017」（主催：京都府、公益財団法人京都産業21）において、昨年度に引き続き中央会エリアを設置した。

この出展は、本会の平成28年度重点事業の1つであり、ものづくりを中心とする組合・組合員企業の広報・販路開拓だけでなく、各製造業界の活性化に繋げる機会にすることを目的に、阪口雄次実行委員長（本会副会長）を中心に実行委員会を立ち上げ、準備を進めてきた。

〈中央会エリアの出展団体等〉協同組合日新電機協力会、協同組合日新電機協力会【青年経営研究会】、協同組合京都府金属プレス工業会、京都府プラスチック協同組合、綾部鉄工工業協同組合、京都木工芸協同組合、京都府印刷工業組合、京都府紙器段ボール箱工業組合、舞鶴工業集積協議会、イーコット株式会社

本フェア内では、京都ものづくり企業の高度な技術力をアピールする「ものづくり技術マッチング展」や大手・中堅発注企業との商談会「近畿・四国合同広域商談会」等も開催され、2日間で延べ約6,900名が来場した。



手と手をね 合わせてみれば つたわるよ きっとあい手に あなたの気持ち

京都人権啓発推進会議／京都府中小企業団体中央会

中小企業連携プロジェクトを支援します！

～ 中小企業活路開拓調査・実現化事業 ～

環境変化等に対応するため、単独では解決困難な諸テーマ（生産性の向上、取引力の強化、海外展開、既存事業分野の活力向上、情報化の促進、技術・技能の継承等）について、中小企業連携グループが改善・解決を目指すプロジェクトを支援します。例えば、調査研究、試作開発、展示会出展または開催、情報ネットワークシステム開発等にご活用いただけます。

支援対象者 中小企業組合（事業協同組合、商工組合、企業組合等）を中心とした中小企業の連携グループ
 ※特定非営利活動法人（NPO法人）、公益社団法人、一般財団法人・公益財団法人、3名以上の中小企業者が共同出資をしていない会社組織（株式会社等）等は支援の対象となっておりませんのでご注意ください。

補助率 補助対象経費の10分の6以内

応募受付期 平成29年2月8日（水）～4月28日（金）
 ・第1次締切：平成29年3月10日（金）【消印有効】
 ・第2次締切：平成29年4月28日（金）【消印有効】

事業の詳しい内容はこちら！

中央会 活路

検索

<http://www.chuokai.or.jp/>

※締切ごとに、審査・採択を行い、予算枠に達した時点で終了となります。

1. 中小企業組合等活路開拓事業（展示会等出展・開催事業含む）

中小企業連携グループが、自らまたはメンバーの新たな活路を見いだすための様々なプロジェクトを支援します。

補助金額 ①中小企業組合等活路開拓事業
 A型：上限 20,000千円
 B型：上限 11,588千円（下限 1,000千円）
 ②展示会等出展・開催事業
 上限 5,000千円

※A型は、事業終了後3年間以内に「売上高が10%以上増加することが見込まれる」または「コストが10%以上削減されることが見込まれる」事業に限ります。

【活用事例①】《調査研究型プロジェクト例》

有効的な海外調査を基にビジョン構築。海外展開に成功！（岐阜県/陶磁器製造業組合）
 テーマ：「地場産品の海外進出による販路開拓のための調査研究」

「業界が魅力ある産業へ転換するための新たなビジネスモデルの創造」

- 組合新製品のユニバーサル食器をベトナムへ
海外展開を図るために、営業戦略も含めた販売戦略ビジョンを構築した。
- ベトナムの市場調査及び流通経路等についてアンケート及びヒアリングによる現地調査を実施。
- ビジョンを基にベトナムとの取引を実現。今後は、さらに営業力を強化するために別会社を設立予定。



【活用事例②】《実現化型プロジェクト例》

地元産の米を使用した商品を開発。産地活性化に寄与！（北海道/食料品製造業組合）
 テーマ：「伝統産業を活用した現代生活様式にマッチした商品開発」

「業界の新規格に適應した試作品の開発と性能試験・分析」

- 地元産米粉を使用した・米うどん・そば（発芽玄米）、米パスタ・米粉麺「パスタ・フォー」を開発し、商品化に成功。
- 開発にあたっては、米粉等の製粉方法、冷凍対応可能（生めんの食味保持）な配分調合について検討を行うとともに、衛生検査、品質等検査も併せて行い安全性も確保した。
- 地元産米の消費拡大及び食品アレルギーを持つ人に「食を楽しむ」選択肢を拡げた。



【活用事例③】《展示会等求評型プロジェクト例》

展示会出展により、新規顧客を獲得。産地活性化！

(兵庫県／粘土かわら製造業組合)

テーマ：「新サービスのマーケティングと販売戦略の構築」

「地域産業の成長力を目指した海外市場展開」

- 産地の知名度向上及び新製品である壁・床材等「景観材」の販路拡大等のため展示会に出展。
- 出展後もホームページ、SNS等を活用しフォローアップ活動を継続。
- 大手カメラメーカーのショールームの床材、大手コーヒーチェーンの壁材に採用されるなど、新規顧客の獲得に結びついた。



2. 組合等情報ネットワークシステム等開発事業

中小企業連携グループやメンバーの活路開拓に資する情報システム開発等に係るプロジェクトを支援します。

補助金額 A型：上限 20,000千円

B型：上限 11,588千円（下限 1,000千円）

※A型は、事業終了後3年以内に「売上高が10%以上増加することが見込まれる」または「コストが10%以上削減されることが見込まれる」事業に限ります。

【活用事例①】《基本計画策定事業例》

本事業を基に、システムを構築。組合員の経営力向上！

(熊本県／青果・食料品小売業組合)

テーマ：「スマートフォンを活用した在庫管理業務システム計画の整備」

「組合員原価管理システムのクラウド化基本計画の策定」

- 組合及び組合員のコスト削減を図るための代行払いシステムの基本計画を策定。
- 組合員が使いやすく、かつ希望するシステムを開発するために、組合員並びに荷受・仲卸会社に対してニーズ調査を実施し、システムに付加する機能等を決定。
- 翌年に、システムを構築。組合及び組合員の事務処理軽減を図り、経営の合理化を目指していく。



【活用事例②】《情報システム構築事業例》

クラウドにより受発注システムを構築。経費削減！ (石川県／医薬品小売業)

テーマ：「業界の活性化と事務の効率化を追求した共同精算事業管理システムの構築」

「データの情報共有による人員配置最適化システム構築による業務の効率化」

- 組合員が取扱う商品の受発注システムを、クラウド型インターネット回線により構築。
- 卸売業のシステムと連動させることで、戦略的な小口発注が可能となった。
- 組合員及び組合の取扱高が増加したとともに、システムメンテナンス費が削減された。



補助金のご活用に関するご相談は、各組合担当者までお気軽にご連絡下さい。

京都府中小企業団体中央会 連携支援課 ☎075-314-7132 企画調整課・総務情報課 ☎075-314-7131
北部事務所 ☎0773-76-0759



いつでも、あなたのビジネスのそばに。

京都中央信用金庫

本店／京都市下京区四条通烏丸西入ル

TEL 075-223-2525

FAX 0120-201-580 (フリーダイヤル)

URL www.chushin.co.jp

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下、技能実習法）」が去る平成28年11月18日に成立、同28日に公布された。施行については「公布の日から1年を超えない範囲」とされており、今後、施行に向けての準備が進められていくこととなる。そこで今回、技能実習法の理念や概要、及び同法に基づく新たな外国人技能実習制度の仕組みを中心に説明していく。

技能実習の基本理念及び、技能実習に係る関係者の責務

〈基本理念〉

- ・技能実習は、技能等の適正な修得等のために整備され、かつ、技能実習生が技能実習に専念できるようにその保護を図る体制が確立された環境で行われなければならない。
- ・技能実習は、労働力の需給調整の手段として行われてはならない。

〈国の責務〉

- ・基本理念に従って、必要な施策を総合的かつ効果的に推進すること。

〈監理団体の責務〉

- ・技能実習の制度の趣旨を理解し、実習実施者・送出機関へ周知すること。
- ・適正な技能実習の監理、監査。
- ・実習実施者及び技能実習生への助言、指導
- ・適正な送出機関との契約

〈実習実施者の責務〉

- ・技能実習制度の趣旨を理解して技能実習を行わせること。
- ・関係法令を遵守すること。
- ・技能実習生の保護

〈送出機関の責務〉

- ・技能実習制度の趣旨を理解した者のみを選定して送り出すこと。
- ・技能実習生が帰国後、修得した技能を適切に活用できるよう、就職の斡旋等必要な支援を行うこと。
- ・保証金、違約金を徴収しないこと。
- ・技能実習生等より徴収する手数料等について明確に定めて公表し、技能実習生に十分理解させること。

〈技能実習生の責務〉

- ・技能実習制度の趣旨を理解していること。
- ・技能実習に従事しようとする業務と同種類の業務の従事経験を有すること。
- ・帰国後は、修得した技能を要する業務に従事し、本国への技能移転に努めること。

アイシーエル 人材育成研修

貸し研修室、
人材派遣も
承ります

マナー研修

管理職研修

パソコン研修

組合様主催の研修企画など
お気軽にお問い合わせください♪

中央会特別会員

icl

株式会社アイシーエル

☎075-708-7253

URL <http://www.icl-web.co.jp> E-mail training@icl-web.co.jp

〒600-8413 京都市下京区烏丸通仏光寺下ル大政所町 680-1 第八長谷ビル 10F

詳細・お申し込みは Web サイトへ

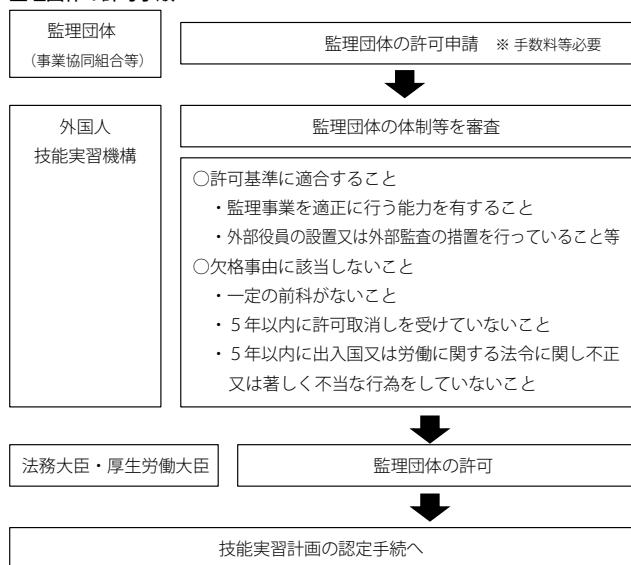
アイシーエル 検索

営業時間 9 時～18 時（土・日・祝日は休業）

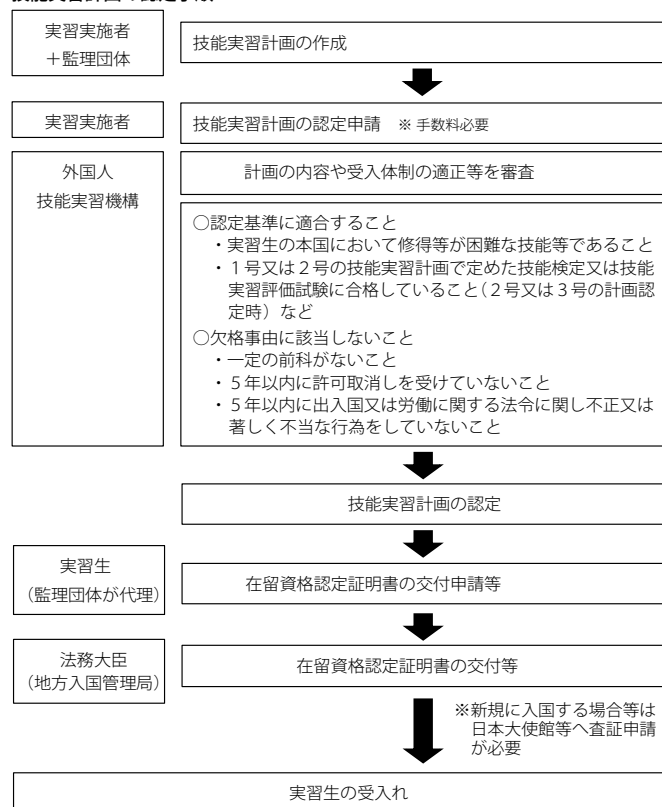
特に留意すべき変更点

- ①監理団体（組合）については許可制とする。
 - ②技能実習計画については実習生ごとに認定制とする。
 - ③実習実施者（組合員企業）については届出制とする。
 - ④外国人技能実習機構（認可法人）を新設し、監理団体の許可に係る調査や技能実習計画の認定、実習実施者の届出の受理、監理団体・実習実施者に対する検査等を担わせる。
 - ⑤優良な監理団体・実習実施者（※）に限定して、第3号技能実習生（4～5年目の技能実習の実施）の受入れを可能とする。ただし、技能検定3級実技試験の合格、原則一カ月以上の一端帰国等、条件有。
- （※）技能検定試験の合格率、相談・支援体制等について一定の要件を満たした監理団体・実習実施者のこと。

監理団体の許可手順



技能実習計画の認定手順



技能実習法の施行に伴い外国人技能実習制度が大きく変わるため、監理団体が新制度の下でも円滑に技能実習生受入事業を実施していけるよう、本会としても引き続き、情報提供や巡回を通じた支援を継続していく予定。

中央会NEWS

京都府中小企業女性中央会 MOCOフォーラムを開催

本会の女性部組織である京都府中小企業女性中央会（伊庭節子 会長：本会理事・八島おかみさん会会長）との共催により、3月16日（木）、からすま京都ホテルにおいて、『MOCOフォーラム』を開催、約40名が参加した。本フォーラムは、本会と京都府中小企業女性中央会が連携し、京都府内の中小企業経営や中小企業組合活動に携わられている方々を対象に、誰もがイキイキと輝き更なる活躍を応援するため、資質向上と情報交換、地域や業種を越えたネットワークづくりを目的に実施したものである。

第1部のセミナーでは、輝く女性応援京都会議の協力のもと、里内法律事務所弁護士の里内友貴子氏を講師に招き、『今日から実践！経営戦略としてのワーク・ライフ・バランス』と題した講演を拝聴、働き改革を進めるうえで参考となるよう今注目を集めている経営戦略としてのワーク・ライフ・バランスについて学んだ。

第2部のセミナーでは、京都女子大学現代社会学部教授の西尾久美子氏を講師に招き『京都花街の経営学 ―伝統産業に学ぶマネジメント―』と題した講演を拝聴、350年以上続いている京都花街の事業の仕組み、芸舞妓のキャリアパス、舞妓育成の仕組み等について学んだ。

第3部の交流会では、和やかな雰囲気の中で情報交換が行われ、連携・交流を深める有意義な場となった。



第2部セミナー

新年度に入り、多くの組合が通常総会に向けた手続きを進められております。先月号では、年度末の諸手続きに関する組合事務フローについてまとめました。今回は、定款変更に関して解説します。

1. 定款変更について

定款は、組合事業を進める上で重要な意義を有し、法人格を持つためには不可欠であり、組合の組織・運営等についての基本的な内部規律を定めた自治規範です。したがって、定款の設定・変更等については、総会の議決が必要であり、議決の方法も総組合員の半数以上の出席を得てその議決権の3分の2以上の賛成を得なければならない（特別議決）、所管行政庁の認可を必要とします。

平成 年 月 日 京都府知事 様 (京都府〇〇広域振興局長 様) 組合の住所及び名称 組合を代表する理事の氏名 中小企業等協同組合定款変更認可申請書 中小企業等協同組合法第51条第2項の規定により中小企業等協同組合の定款変更の認可を受けたいので、別紙の変更理由書その他必要書類を添えて申請します。	
---	--

(注) 1 申請書及び添付書類はA4版横書きとし、一括袋綴じにしてその綴目に理事長印を押印すること。

定款の変更理由書
(例) 本組合は、創立以来10年を経過し、当初の組合員12名から現在の30名に増加し、組合の事業が活発になってきたので、執行部体制の強化を図るため、理事・監事の定数を増加し、組合活動の完璧を期し組合員の要望に応えたい、

(注) 定款の変更を必要とする理由は、条文ごとに具体的にかつ詳細に記載する。

定款の変更をしようとする箇所を記載した書面					
(例)					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">新条文</th> </tr> <tr> <td> (役員の定数) 第〇条 役員の定数は、次のとおりとする。 (1) 理事 <u>6人以上8人以内</u> (2) 監事 <u>1人又は2人</u> </td> </tr> </table>	新条文	(役員の定数) 第〇条 役員の定数は、次のとおりとする。 (1) 理事 <u>6人以上8人以内</u> (2) 監事 <u>1人又は2人</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: center;">旧条文</th> </tr> <tr> <td> (役員の定数) 第〇条 役員の定数は、次のとおりとする。 (1) 理事 <u>5人</u> (2) 監事 <u>1人</u> </td> </tr> </table>	旧条文	(役員の定数) 第〇条 役員の定数は、次のとおりとする。 (1) 理事 <u>5人</u> (2) 監事 <u>1人</u>
新条文					
(役員の定数) 第〇条 役員の定数は、次のとおりとする。 (1) 理事 <u>6人以上8人以内</u> (2) 監事 <u>1人又は2人</u>					
旧条文					
(役員の定数) 第〇条 役員の定数は、次のとおりとする。 (1) 理事 <u>5人</u> (2) 監事 <u>1人</u>					

- (注) 1 変更しようとする箇所が対比できるように記載し、変更箇所の下に傍線を引くこと。
 2 定款全体を見直し、変更を行う場合（全面変更）は、新定款と旧定款を添付してこの書面に代えることができる。

○添付書類

定款変更認可申請書の添付書類には、(1) 定款の変更理由書、(2) 定款の変更をしようとする箇所を記載した書面、(3) 定款の変更を議決した総会（総代会）の議事録の原本又はその謄本が必要であるが、変更事項によっては、必要書類を追加して添付する。

2. 役員の定数について（上記の定款変更に関連）

役員の定数は、中小企業等協同組合法に理事は3人以上、監事は1人以上と規定されていますので、この法定数を下らない範囲内において、定款に確定数を記載しておかなければならないこととなっております。

したがって、組合の定款には、「理事 〇人以上〇人以内、監事 〇人以上〇人以内」と規定し、最高限と最低限の幅を少なくすることとなります。

また、理事定数を削減される場合、員外理事数との整合についてご留意下さい。

教育勅語



小生、フランス国歌「ラ・マルセイエーズ」を、フランス語で歌うことができる。長く勇ましい国歌というより、攻撃するための軍歌といったもの。多分フランスでも、移民が多くなってるので、この長い国歌を歌えない人も多いだろう。

憶えたのは高校時代、フランスかぶれの音楽教師がカタカナで黒板に書いてくれた。これを暗記して歌わないと点をくれないと言う変な話。ところがこれが、今となっては役に立つ。10年ほど前、「きものでワイン」なるパーティーがあった。フランスの農商務省がワインを寄附してくれ、そのワインを、参加者全員きものを着て楽しむという催し。小生、この魅力的な催しの場で、フランスからのワイン寄附に感謝の意を込めて、挨拶に「ラ・マルセイエーズ」と「君が代」を歌ったことがあり、これが大好評。

現在はフランスも予算不足で寄附は無し。10回目を迎えたこの行政のきもの業界振興パーティー。今では「きもので乾杯」と名称を変え、参加者からの8千円の会費と、京都の日本酒と甲州ワインの寄附をいただき開催。会費以外は殆ど無料、いろんなイベントや景品がついている。京都市でもなかなか珍しい事業。

さて、幼稚園で教育勅語を暗唱させている。けしからん論が出てから、今や悪の代表、森友幼稚園。ただ断言しておくが教育勅語は立派だ。また小さい時に憶えることは、これ本人の為に最も大切な教育で、役に立つ。大きくなっても特技として、カラオケ歌ってるよりウケる。きものパーティーでの小生のように。

話は飛ぶが、日本国憲法をわざわざ平和憲法などと言って喜んでいる人たち。目的が平和なら、実現できるような理を作るべきだ。その代表例は話し合いで解決するということだが、果たして北朝鮮と話し合いで解決できるのかネ。

だいたいこの筋の人、原発反対、戦争反対、戦前の日本は悪かった、言論の自由は無かった、が共通語。言ってることに愛国心がない。

さて、話は戻るが、教育勅語はこれ立派。今でも世界に通用する。何といっても明治の中頃、識字率100%近い国は日本のみ。ヨーロッパ、アメリカでも30%未満。日本は良い国だった。

ところで、我が国で便宜上、憲法と称しているアメリカによる占領軍統治のための法の前文「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」。

日本の平和が目的なら、それなりの努力が必要。言っておく、諸国民は平和ではない。

会長 渡邊 隆夫

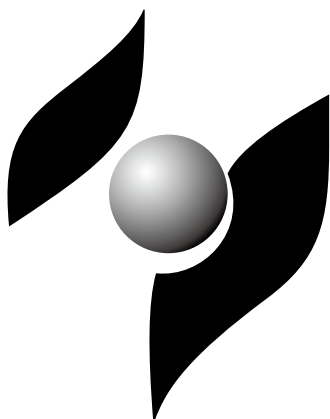
京都経済お天気

中小企業団体情報連絡員2月分報告より

■引き続き今後の動向に注視が必要

	業界景況天気図	概 況
全 体	1月 → 2月  	前月からの動きに大きな変化はなく、景気回復は足踏み状態となっている。原油価格、原材料価格の上昇傾向、消費低迷、人手不足等、経営環境に不安材料は多く見られ、今後の動向に注視が必要である。
製造業 1月  ↓ 2月 	繊維工業  	洋装関連は、一部に動きはあるものの全体的には業界は冷え切っている。和装関連は、生産量で確実に毎年減少している。例年なら和装関連は繁忙期に入るのだが動きは鈍い。
	出版・印刷  	前月同様に業況、売上・受注高、販売価格、取引条件、収益状況等、各調査項目において悪化または減少となっている。
	鉄鋼・金属  	全体の状況としては自動車関連（車載部品を含む）が試作部品を含め比較的順調である。その他はあまり変動がない。
	一般機械等  	高い有効求人倍率が継続するなか中小製造業は求人難の状況が続いている。個々の企業の特質に合う人材の育成の観点から新卒者、若年者の採用が不可欠であるが困難な状態にある。化学製品、金属製品の材料価格が上昇傾向にあり製造原価を押し上げることを懸念する。
	その他製造業  	プラスチック製品製造業では、緩やかに持ち直しの動きが見られる。自動車部品が牽引、電子部品、精密機器部品、産業用機器が続いている。木材等製造業では、年明け以降新規の受注が減っており、例年の2月より木材の動きが悪く価格が不安定になっている。
非製造業 1月  ↓ 2月 	卸 売  	繊維・衣服等卸売業では、百貨店で業績の悪化した店舗の見直しや閉鎖が相次いでおり、和装・アパレル・寝具卸ともに売り場の減少が各社の業績に悪影響を及ぼしている。生鮮食料品卸売業では、1月に続き2月も入荷量が大幅に減少、売上も大きく減少傾向が続いている。
	小 売  	家電小売業では、2月度は低調に推移し、全体では前年同月実績を販売台数、販売金額ともに割り込んだ。燃料小売業では、2月後半より大幅な値上げとなりガソリン1リットル当たり3~4円の通告があったが、市況は値下がり傾向となっている。
	商店街  	2月は寒さもあり商店街内の人通りも少なく感じている。中国人観光客も春節が終わると以前よりも少なくなった。景気の回復を待っているが商店街にはまだまだ遠いようだ。
	サービス  	旅館・ホテル業では、客室稼働と売上の状況は泊食分離が増えており、必ずしも一致していないようだ。高かった稼働率も、施設によっては少し下がったところもある。
	建 設  	一般土木建築工事業では、期待感はあるが伸びない。職別工事業では、前月同様多少の上昇感があるが、期待値のみで業界的には通年通りで、3月年度末時期前での下降感及び下降実績である。
	運輸・倉庫  	道路貨物運送業では、燃料価格はほぼ横ばいで上がる要素も下がる要素もあり、全く予測できない。荷動きについては良い話をあまり聞かない。道路旅客運送業では、組合員を含め京都府域のタクシーは、高齢化（平均年齢60歳）により年々乗務員が減少している。

 快晴 D値 40以上	 晴れ 20~40未満	 くもり 20未満~△20未満	 小雨 △20~△40未満	 雨 △40以上
--	--	--	--	---



人を思う。未来を思う。

商工中金

新型定期預金

マイハーベスト

有利な金利設定

通常の債券・定期預金（固定金利）より 高めの金利（当金庫内比較）
をご提供します。ただし、原則として満期日前の解約はできません。

1年、2年、3年から期間が選べる

将来の計画に合わせてお好きな期間を選べます。

- お預け入れは、50万円以上 1円単位です。
- お預け入れは、個人のお客さまに限らせていただきます。
- 詳しくは店頭のチラシまたはホームページをご覧ください。

商工中金 京都支店

〒600-8421 京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町 159-1

TEL 075-361-1120

<http://www.shokochukin.co.jp/>



人を思う。未来を思う。

商工中金



平成29年

春の全国交通安全運動

京都府交通対策協議会

～京の道 無事故の桜 咲き誇る～

実施期間 平成29年4月6日（木）～ 4月15日（土）

『交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（月）』

『子どもの交通事故防止推進日 4月10日（月）』

運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止

～事故にあわない、おこさない～

運動重点 ○歩行中・自転車乗用中の交通事故防止（自転車に

ついては特に自転車安全利用五則の周知徹底）

○後部座席を含めた全ての座席のシートベルトと
チャイルドシートの正しい着用の徹底

○飲酒運転の根絶

○歩行中・運転中のスマホ等使用の根絶

○二輪車の事故防止

なが——い、おつきあい。

貯める、運用する、借り入れる、
積み立てる、備える、管理する…

京都銀行は、人生のさまざまなシーンで

皆様に応援します。

お気軽にご相談ください。

飾らない銀行

京都銀行

<http://www.kyotobank.co.jp/>

月刊中小企業連携組織活性化情報 協同

4/2017 平成29年4月1日発行 通巻844号

編集・発行

京都府中小企業団体中央会

〒615-0042 京都市右京区西院東中水町17（西大路五条下ル） 京都府中小企業会館4階

☎ 075-314-7131 FAX 075-314-7130

URL <http://www.chuokai-kyoto.or.jp> E-Mail web@chuokai-kyoto.or.jp

表紙タイトル「協同」背景色は、京都府印刷(工)が京にゆかりのある名前を
付した12色を創作したうちの「円山公園のしだれ桜色」です。